

平成26年6月11日

平成26年第2回岬町議会定例会

第2日会議録

平成26年第2回(6月)岬町議会定例会第2日会議録

○平成26年6月11日(水)午前10時00分開議

○場 所 岬町議会議場

○出席議員 次のとおり13名であります。

1番	川 端 啓 子	2番	鍛 治 末 雄	3番	奥 野 学
5番	田 島 乾 正	6番	竹 内 邦 博	7番	小 川 日出夫
8番	(欠員)	9番	竹 原 伸 晃	10番	出 口 実
11番	道 工 晴 久	12番	豊 国 秀 行	13番	中 原 晶
14番	辻 下 正 純	15番	反 保 多喜男		

欠席議員 0 名

傍 聴 0 名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長	田 代 堯	危機管理監	岸 本 保 裕
副 町 長	中 口 守 可	企画政策監	西 啓 介
教 育 長	笠 間 光 弘	総務部理事兼財 政改革部理事兼 まちづくり戦略室理事	岸 野 行 男
まちづくり戦略室兼 町長公室長	保 井 太 郎	しあわせ創造部理事	串 山 京 子
総 務 部 長	古 谷 清	都市整備部理事	木 下 研 一
財政改革部長	四至本 直 秀	都市整備部理事	家 永 淳
しあわせ創造部長	古 橋 重 和	都市整備部理事	早 野 清 隆
都市整備部長	末 原 光 喜	会計管理者	廣 田 節 子

教育次長 中田道徳

財政課長 相馬進佑

○本会の書記は次のとおりであります。

議会議務局長 谷下泰久

議会議務局主幹 増田 明

議事日程

- 日程1 議案第32号 専決処分の承認を求める件（平成25年度岬町一般会計補正予算（第5次））
- 日程2 議案第33号 専決処分の承認を求める件（平成25年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第3次））
- 日程3 議案第34号 専決処分の承認を求める件（平成25年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第3次））
- 日程4 議案第35号 専決処分の承認を求める件（平成25年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1次））
- 日程5 議案第36号 平成26年度岬町一般会計補正予算（第1次）の件
- 日程6 議案第37号 岬町多奈川平野北合併処理浄化槽使用料徴収条例を制定する件
- 日程7 議案第38号 南部大阪都市計画道の駅「みさき」周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を制定する件
- 日程8 議案第39号 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する件
- 日程9 議案第40号 監査委員の専任について同意を求める件
- 日程10 議案第41号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件
- 日程11 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件
- 日程12 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件
- 日程13 報告第1号 平成25年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件
- 日程14 報告第2号 平成25年度岬町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件

日程15 報告第3号 損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の報告の件

(午前10時00分 開会)

○奥野学議長 皆さん、おはようございます。ただいまから平成26年第2回岬町議会定例会2日目を開会します。

ただいまの時刻は午前10時00分です。本日の出席議員は13名です。欠員1名です。出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

本日の会議の前に皆様方のお手元に資料を配付しております。この資料はこの後説明のある、日程6議案第37号に係る岬町多奈川平野北合併処理浄化槽使用料徴収条例案の概要ですのようしく願います。

これより本日の会議を開きます。日程1、議案第32号専決処分の承認を求める件（平成25年度岬町一般会計補正予算第5次）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

財政改革部長、四至本直秀君。

○四至本財政改革部長 日程1、議案32号、専決処分の承認を求める件（平成25年度岬町一般会計補正予算第5次）につきましてご説明申し上げます。

平成25年度一般会計決算見込みにおきまして、不用額及び大阪府市町村振興補助金などの特定財源の確定に伴う財源更正並びに地方債借入額の決定による地方債限度額の変更等に係る補正予算を調製し議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年3月31日付で専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

それでは補正予算の内容を説明させていただく前に、平成25年度一般会計の決算見込みについて説明させていただきます。

平成25年度におきましては地価の下落や少子高齢化の進展に伴う社会保障関係経費の増加に加え、公債費が高どまりしているなど厳しい財政運営となりました。しかし超過課税による増収効果や特別地方交付税などの財源の確保に加え、第2次集中改革プランによる行財政改革の取り組みを進めた結果、実質収支は引き続き黒字が確保できる見込みでございます。また、決算上生じた剰余金につきましては、今後の財政運営に資するため財政調整基金に積み立てを行うことを予定しております。

しかし、町財政は依然として厳しい財政運営を余儀なくされることが予想され、今後とも行財政改革を積極的に推進する必要があります。なお、決算の詳細につきましては、決算認定に係る

議案上程時に改めて報告させていただきます。

それでは補正予算の内容につきまして説明させていただきます。

平成25年度一般会計補正予算（第5次）につきましては、特定財源の確定に伴う財源更正及び歳出不用額の調製に加え、今後の財政運営に資するため財政調整基金等への積み立てを行う内容となっております。

議案書の1ページをご参照願います。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億4,795万7,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。第1表、歳入歳出予算補正をごらんください。まず歳入予算の概要につきまして説明いたします。なお、詳細につきましては11ページから18ページに記載しておりますので併せてご参照願います。町税につきましては、決算見込みを踏まえ520万7,000円を増額計上しております。主な内容といたしましては、町民税の法人税割り1,283万円、町たばこ税920万8,000円をそれぞれ増額計上する一方、町民税の個人滞納繰越金分1,070万9,000円、固定資産税の滞納繰越金分1,222万6,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金につきましては交付決定に伴い、合計で3,327万円を増額計上するものでございます。

3ページをご参照願います。使用料及び手数料につきましては、収入見込みに伴い電柱敷地等使用料97万7,000円を増額計上する一方、多奈川地区多目的公園使用料46万4,000円を減額計上いたしております。国庫支出金につきましては交付決定に伴い3,375万7,000円を増額計上しております。なお、内容といたしましては、社会資本整備総合交付金を全体で809万7,000円を増額計上しております。なお、社会資本整備総合交付金の内訳としましては、緑ヶ丘住宅、PFI事業分の234万9,000円、既存民間建築物耐震診断等事業分86万8,000円をそれぞれ減額計上する一方、町道岬海岸番川線、町道畑線などの道路整備分1,131万4,000円を増額計上するものでございます。また地域の元気臨時交付金は全体で2,429万4,000円を増額計上しております。この交付金は日本経済再生に向けた緊急経済対策として平成25年1月に閣議決定されたもので、国の補正予算を受け地方公共団体が実施する追加公共事業に要する地方負担分の約8割相当額が配分されるものでございます。なお、充当事業の内訳としましては、町道整備分1,000万1,000円、河川水路整備分955万

2,000円、集会所整備分362万2,000円、議会委員会室音響設備整備分111万9,000円をそれぞれ増額計上しております。府支出金につきましては、交付決定に伴い482万円を増額計上しております。主な内容といたしましては、大阪府振興補助金について健康ふれあいセンター運営分及びごみ処理施設運営分の合計で920万円を増額計上する一方、参議院議員通常選挙執行委託金397万6,000円を減額計上しております。

4ページをご参照願います。財産収入につきましては、財政調整基金に係る預金利子14万9,000円及び株式会社ジェイコムウエスト利益配当金180万8,000円をそれぞれ増額計上するもので合計で195万7,000円を計上してございます。寄附金につきましては、個人や団体からいただいた岬ゆめ・みらい寄付金82万円を増額計上いたしております。繰入金につきましては、6,060万8,000円を減額計上いたしております。なお、内容といたしましては、決算見込みも踏まえ当初予算及び補正予算編成に際しまして、これまで必要な財源として計上いたしておりました財政調整基金繰入金5,970万9,000円、多奈川地区多目的公園管理基金繰入金74万4,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。諸収入につきましては、交付決定等に伴い344万7,000円を減額計上いたしております。なお、内容といたしましては、大阪府後期高齢者医療広域連合から交付される高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用助成事業補助金56万円を増額計上する一方、第二阪和国道用地買収事務受託事業収入221万6,000円を減額計上するものでございます。町債につきましては、起債借入額の決定に伴い1,590万円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、町道岬海岸番川線、町道畑山線などに係る町道整備事業債1,270万円、多奈川谷川地区墓地整備事業債350万円をそれぞれ減額計上するものでございます。

次に歳出予算の概要について説明いたします。5ページを参照願います。なお、詳細につきましては、19ページ以降に記載しておりますので併せてご参照願います。

議会費につきましては、地域の元気臨時交付金の交付決定に伴い財源構成を行うものでございます。総務費につきましては、2,005万9,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、不用額の調整に伴い住民情報システムの保守委託料507万1,000円及びリース料127万2,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。民生費につきましては、大阪府市町村振興補助金の交付決定に伴い財源更正を行うものでございます。衛生費につきましては、2,154万4,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、不用額の調整に伴い妊婦一般健康診査委託料263万8,000円、個別予防接種委託料1,485万5,000円それぞれ減額計上するものでございます。農林水産業費につきましては

は、不用額の調整に伴い漁業集落排水事業特別会計繰出金82万円を減額計上いたしております。土木費につきましては、1,248万4,000円を減額計上しております。主な内容といたしましては、不用額の調整に伴い既存民間建築物耐震診断等補助金173万5,000円、町営緑ヶ丘住宅建替えに係るPFI事業委託料592万4,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。

6ページをご参照願います。消防費につきましては、637万3,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、不用額の調整に伴い泉州南消防組合負担金369万8,000円地域防災計画改定業務委託料173万1,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。教育費につきましては、多奈川小学校屋上防水事業やスクールバス整備事業に係る地方債借入額の決定に伴い財源更正を行うものでございます。災害復旧費につきましては、不用額の調整に伴い、昨年9月の台風による河川災害復旧工事48万4,000円を減額計上するものでございます。公債費につきましては、一時借入金利子の不用額230万円を減額計上いたしております。諸支出金につきましては、6,443万2,000円を増額計上いたしております。主な内容といたしましては、決算上の歳計剰余金、今後の剰余金を今後の財政運営に資するため財政調整基金に6,361万2,000円を岬ゆめ・みらい寄附金を積み立てるための岬ゆめ・みらい基金に82万円をそれぞれ積み立てを行うものでございます。

続きまして、7ページをご参照願います。第2表、地方債補正をごらんください。地方債借入額の決定に伴い公用車整備事業を新たに追加するとともに健康ふれあいセンター整備事業ほか7事業につきまして、それぞれ限度額の変更を行うものでございます。なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、ごらんのとおりとなっております。

以上が補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

失礼しました。先ほど国庫支出金のところで交付決定額に伴いというところで3,375万7,000円と申し上げましたけども3,375万4,000円というものでございます。

もう一つ、府支出金につきましては480万2,000円というところを482万円と申し上げましたけども、正しくは480万2,000円ということでございます。失礼しました。

○奥野学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これにより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

中原晶君。

○中原晶議員 議案書の11ページ、歳入の町債の個人町民税の滞納繰越分とそれから固定資産税

にかかわっても滞納繰越分が、この2つにかかわってこの減額の理由等についてお示しをいただきたいというのが1点目であります。

それから社会資本整備総合交付金、議案書の14ページになりますが緑ヶ丘住宅PFI事業の国庫支出金、国庫補助金にかかわってお尋ねをいたします。これについては歳入歳出それぞれ減額ということだったかなと思いますけれども、落札減等何か理由があるのでしたら確認をさせていただきます。

それから今申し上げた項目のもう一つ下のところになりますが、既存民間建築物耐震診断等にかかわる補助金についても減額理由をお示しいただきたいと思います。

その3点についてよろしく申し上げます。

○奥野学議長 財政改革部長、四至本直秀君。

○四至本財政改革部長 まず町民税の滞納繰越金の減額につきましては、当初予算の段階で行財政改革の目標徴収率というもので計算しておりました。それが51%の収納率ということを考えておりましたけれども、実際徴収率と、決算見込の徴収率というのが27.95%ということでそれに伴う減額ということでございます。

もう一つ、固定資産税につきましても同様でございますが、当初見込みが26.8%ということでしたが、実際は、決算見込みは19%程度になるということで、この額になるということでございます。

○奥野学議長 都市整備部理事、木下研一君。

○木下都市整備部理事 次に社会資本整備総合交付金緑ヶ丘住宅PFI事業に係る減額の理由でございますが、基本的には業者が決定しましたので落札減による状況でございます。

次に、社会資本整備総合交付金の既存民間建築耐震診断等の減額理由でございますが、当初診断補助なり改修補助全体を含めまして、6件当初予算要求をしておりましたが、申請していたのが耐震診断補助1件となりまして、減額させていただいたものでございます。

○奥野学議長 中原晶君。

○中原晶議員 今お答えいただいた中で、耐震診断の実際の診断の申請が1件であったと。このことはこれまでも繰り返しいろんなところで申し上げておりますけれども、積極的なものではありませんので、ぜひご活用をいただけるように周知に努めていただきたいと思います。合わせて、診断をしても実際に耐震化の工事が必要になった場合に、それに対する補助としては非常に薄いという問題がありますので、その点についても前向きにご検討いただきたいと思います。申し上げておきたいと思っております。

それから議案書の15ページの府補助金のところで土木費府補助金、震災対策推進事業補助金とありますけれども、これはどういった事業に対して出される補助金で減額の理由はどうかであったのかお聞きをしておきたいと思います。

議案書の23ページの予備費にかかわって、もう1点お尋ねをいたします。個別予防接種委託料三種混合等とありますけれども、定期的に接種しなければならないものも含まれるのかどうか、ちょっとよくわからないんですが、等ということですので、子どもたちの安全を守るといふことで行われている事業ですけれども、受けるべき対象の方は皆さん接種をさせていただいているのかどうか、そのあたりについて確認をさせていただきます。2点よろしくお願ひします。

○奥野学議長 都市整備部理事、木下研一君。

○木下都市整備部理事 1点目の耐震対策推進事業補助金18万4,000円減額の理由でございますが、先ほど社会資本整備でご説明させてもらった既存民間建築物の耐震に係るものでございまして、申請が1件でございましたので減額させていただいたということでございます。

○奥野学議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 予防接種の経費についてご説明いたします。予防接種につきましては、その子どもさんの年齢に応じて受けていただくということになりますが、ほとんどの子どもさんは受けていただいております。ただその時期によって熱があつたりということで若干時期がずれて、接種していただいておりますお子さんもございますが、ほぼ100%に近く受けていただいております。

減額につきましては、多くは今回子宮頸がんのワクチンが新聞報道等もございましたように一部見合わせるということで厚生省のほうからの通達もございましたので、その分を見送っているという経費も減額の理由として約330万円程度含まれているというところでございます。

○奥野学議長 中原晶君。

○中原晶議員 1点目にお答えをいただいた既存民間住宅の耐震にかかわることは理解はできました。答弁の中で耐震対策とおっしゃられたかなと思うんですけれども、恐らく震災対策の誤りであったかなと思うので、1点だけ確認を、こんな小さいことですが聞いておきたいのと、それからもう1点、今お答えいただいたことで個別予防接種の委託料の減額理由については、よく理解できました。1点気になったのが接種等について、繰り返し受けられていないようなケースがあつた場合に例えば児童の虐待だとかそういうことが考えられますので、そういう心配はないのかなということが少し気にかつたものですから、その点についてお聞きをしておきたいと思ひます。

○奥野学議長 都市整備部理事、木下研一君。

○木下都市整備部理事 申しわけございません、説明の中で不適切なことでございましてすみませんでした。震災対策推進事業補助金が正しいということでございます。失礼しました。

○奥野学議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 虐待の関係でお答えをしたいと思います。まず本町ではこんにち赤ちゃん事業として生後4カ月までの赤ちゃんがおられる世帯について、全戸訪問をして必要な助言や状況を把握しているというところが1点。それと1歳半健診、3歳6カ月健診時においてもその未受診の状況を把握しておりまして、現在その未受診にはそれなりの理由があると判断いたしておりますので、その点は問題はないかと考えております。

○奥野学議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野学議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第32号、専決処分の承認を求める件（平成25年度岬町一般会計補正予算（第5次））を起立により採決します。

本件は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○奥野学議長 起立満場一致であります。よって議案第32号は原案のとおり承認することに決定しました。

○奥野学議長 日程2、議案第33号、専決処分の承認を求める件（平成25年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第3次））を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程2、議案第33号専決処分の承認を求める件（平成25年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第3次））につきましてご説明いたします。

本件につきましては地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたもので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

専決処分理由といたしましては、平成25年度国民健康保険特別会計決算見込みにおいて高齢者医療制度円滑運営事業補助金等、特定財源の確定に伴う財源更正に係る補正予算を調製し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年3月31日付で専決処分したものでございます。

議案書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分等の金額は第1表、歳入歳出予算補正によると定めてございます。

歳入予算の概要についてご説明いたします。議案書の2ページをご参照ください。なお、詳細につきましては、4ページに記載をいたしておりますので併せてご参照願います。

まず国民健康保険料につきましては、国、府補助金の確定に伴う財源調整として29万円を減額計上いたしております。次に国庫支出金、国庫補助金につきましては、高齢者医療制度円滑運営事業補助金の確定により22万円を計上いたしております。府支出金、府補助金につきましても健康増進事業費補助金の確定により7万円を計上しているものでございます。

続きまして、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。同じく2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、5ページに記載をいたしておりますので併せてごらんいただきたいと思っております。

総務費、総務管理費につきましては、高齢者医療制度円滑運営事業補助金の確定による財源更正となっております。また次の保健事業費、特定健康診査等事業費につきましても同じく健康増進事業費補助金の確定による財源更正でございます。

以上が補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○奥野学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第33号、専決処分の承認を求める件(平成25年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第3次))を起立により採決します。

本件は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○奥野学議長 起立満場一致であります。よって議案第33号は原案のとおり承認することに決定しました。

○奥野学議長 日程3、議案第34号、専決処分の承認を求める件（平成25年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第3次））を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 日程3、議案第34号、専決処分の承認を求める件（平成25年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第3次））の件につきましてご説明いたします。

平成25年度岬町下水道事業特別会計決算見込みにおきまして、不用額及び地方債借入額の決定による地方債限度額の変更等に係る補正予算を調製し、議会の議決を経る必要が生じましたが議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年3月31日付で専決処分させていただいたものでございます。

議案書の1ページをご参照願います。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,901万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,322万7,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。第1表、歳入歳出予算補正をごらんください。まず歳入予算につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては、5ページから7ページに記載しておりますので併せてご参照願います。

まず、繰入金につきましては、下水道事業特別会計の財源調整により一般会計繰入金79万円を増額計上いたしております。次に、調査につきましては、地方債借入額の決定に伴い5,000万円を減額計上いたしております。内容といたしましては、流域下水道債70万円、公共下水道事業債4,930万円をそれぞれ減額計上するものでございます。

次に、国庫支出金につきましては、交付決定に伴い400万円を減額計上いたしております。

次に、諸収入につきましては、流域下水道事業市町村負担金、返還金243万3,000円を増額計上し、受益者負担金徴収に係る滞納額の収入見込みにより6万9,000円を減額計上するものでございます。

次に、使用料及び手数料につきましては、収入見込みにより、下水道使用料332万9,000円を減額計上いたしております。内容といたしましては、現年度分261万1,000円、滞

納繰越分71万8,000円をそれぞれ減額計上するものです。また下水道手数料につきましては、排水設備工事指定業者及び責任技術者登録等手数料1万円を計上するものでございます。

次に、分担金及び負担金につきましては、収入見込みにより受益者負担金485万4,000円を減額計上いたしております。内容といたしましては、現年度分34万6,000円の増額、滞納繰越分520万円を減額計上するものです。

次に、歳出予算につきましてご説明いたします。3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、5ページ並びに8ページから9ページに記載しておりますので併せてご参照願います。

総務費につきましては、支出見込みにより498万4,000円を減額計上いたしております。内容といたしましては、支出見込みにより、一般職超過勤務手当9万4,000円、臨時職員の賃金2万5,000円、光熱水費25万3,000円、修繕料61万1,000円、通信・運搬費として20万1,000円、使用料等徴収事務委託費として9万8,000円、施設維持管理業務委託料87万3,000円、排水設備改造補助金62万3,000円、負担金の決定に伴いまして大阪府流域下水道事業維持管理負担金149万円、日本下水道協会負担金1万7,000円、消費税の確定に伴い、消費税及び地方消費税66万9,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。

次に、事業費につきましては、支出見込みにより5,303万5,000円を減額計上いたしております。内容といたしましては、負担金の決定に伴い、流域下水道事業負担金21万8,000円、職員の減により一般職超過勤務手当72万3,000円、消耗品費1万2,000円、印刷製本費4万7,000円、交付決定に伴う事業費の確定及び落札減額により公共下水道工事1,794万2,000円並びに工事支障物件移設補償費3,409万3,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。

次に、公債費につきましては、不用額調整により一時借入金利子100万円をそれぞれ減額計上するものでございます。

4ページをご参照願います。第2表、地方債補正をごらんください。

地方債借入額の決定に伴い、下水道事業の記載限度額2億9,710万円を2億4,710万円に変更を行うものでございます。

以上が補正予算の内容です。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

失礼します、先ほど8ページのところで27の消費税及び地方消費税、私が66万9,000円と述べましたが、正しくは69万9,000円の減額でございます。訂正し、おわび申し上げます。

ます。

○奥野学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

中原晶君。

○中原晶議員 議案書9ページの工事支障物件移設補償費の減額理由についてお聞かせください。

○奥野学議長 都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 この支障物件につきましては、公共下水道の付設に伴います水道管の移設に伴う補償でございます。

○奥野学議長 中原晶君。

○中原晶議員 ということだと、必要なくなった、移動が必要なくなったとか何かそういうことがあるんですか。

○奥野学議長 都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 本体工事の減額に伴い、その工事区間の水道工事の移設も不用になったということでございます。

○奥野学議長 よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野学議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第34号、専決処分の承認を求める件（平成25年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第3次））を起立により採決します。

本件は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○奥野学議長 起立満場一致であります。よって議案第34号は原案のとおり承認することに決定しました。

○奥野学議長 日程4、議案第35号、専決処分の承認を求める件（平成25年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1次））を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 日程4、議案第35号、専決処分の承認を求める件（平成25年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1次））の件についてご説明いたします。

平成25年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算見込みにおきまして、排水処理施設使用料の収入見込み等に係る補正予算を調製し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年3月31日付で専決処分させていただいたものでございます。

議案書の1ページをご参照願います。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ108万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,272万4,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。第1表、歳入歳出予算補正をごらんください。まず歳入予算につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては5ページ、6ページに記載しておりますので併せてご参照願います。

繰入金につきましては、漁業集落排水事業特別会計の財源調整により、一般会計繰入金82万円を減額計上いたしております。次に、使用料及び手数料につきましては、収入見込みにより排水処理施設使用料現年度分25万6,000円、滞納繰越分1万7,000円をそれぞれ減額計上いたしております。また、督促手数料につきましても1,000円を減額計上するものでございます。次に、分担金及び負担金につきましては、排水処理施設分担金納付繰越分1万円を減額計上いたしております。次に延滞金、加算金及び過料につきましては、延滞金1,000円を減額計上いたしております。

次に、歳出予算につきましてご説明いたします。3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、7ページに記載しておりますので併せてご参照願います。

総務費につきましては、支出見込みにより93万8,000円を減額計上いたしております。内容といたしましては、消耗品費8,000円、修繕料15万円、処理施設維持管理業務委託料53万8,000円、処理施設汚泥搬出業務委託料18万9,000円、マンホールポンプ維持管理業務委託料5万3,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。次に、公債費につきましては、支出額の確定により地方債元金償還金14万7,000円を減額計上するものでございます。

以上が補正予算の内容です。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○奥野学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

中原晶君。

○中原晶議員 ただいまの説明の中で5ページの排水処理施設分担金1万円の減額とおっしゃったかなと思うんですけど、これは増額補正ということでしょうか。確認をさせていただきます。

○奥野学議長 都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 すみません、読み違っておりました。1万円の増額でございます。

○奥野学議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野学議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第35号、専決処分の承認を求める件(平成25年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1次))を起立により採決します。

本件は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○奥野学議長 起立満場一致であります。よって議案第35号は原案のとおり承認することに決定しました。

○奥野学議長 日程5、議案第36号、平成26年度岬町一般会計補正予算(第1次)の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。財政改革部長、四至本直秀君。

○四至本財政改革部長 日程5、議案第36号、平成26年度岬町一般会計補正予算(第1次)の件につきまして、その概要を説明いたします。

足下の景気は、緩やかな回復局面にあると言われているものの、本格的な回復にはなお時間がかかると見られております。本町の財政は、引き続き厳しい状況にあることから、今般の補正予算につきましては、緊急性の高い経費を中心に編成いたしております。

それでは議案書の1ページをご参照願います。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億10万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,410万3,000円といたします。

0円とするものでございます。

2ページをご参照願います。第1表、歳入歳出予算補正をごらんください。まず歳入予算の概要につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては5ページ、6ページに記載しておりますので併せてご参照願います。

国庫支出金につきましては、120万8,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、障がい児の通所サービス利用に伴う障害児施設措置費（給付費等）負担金8万7,000円、子宮頸がん、乳がん検診に係る女性のがん検診推進事業補助金112万1,000円をそれぞれ計上いたしております。

府支出金につきましては、342万3,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、障がい児の通所サービス利用に伴う障害児施設措置費、給付費等負担金4万3,000円、老人憩の家、淡輪老人福祉センターの改修事業に充当するための地域福祉・子育て支援交付金（介護保険特別枠）338万円をそれぞれ計上いたしております。

繰入金につきましては、本補正予算の編成に際して、必要な財源を賄うための財政調整基金繰入金147万2,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要についてご説明いたします。3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、7ページ以降に記載しておりますので併せてご参照願います。

総務費につきましては、200万1,000円を計上しております。なお、主な内容といたしましては、旧淡輪共同作業場会議室のエアコン取替経費49万9,000円、固定資産税の償却資産に係る町税過誤納償還金150万2,000円をそれぞれ計上いたしております。

民生費につきましては、355万8,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、地域福祉福祉・子育て支援交付金を活用し、介護予防教室の開催など介護予防の拠点である淡輪老人福祉センターの整備工事176万8,000円、深日向出地区及び多奈川平野地区老人憩の家改修工事151万2,000円、岬公園老人憩の家の机・椅子の備品購入費10万円をそれぞれ計上いたしております。

衛生費につきましては、女性のがん検診に係る保険事業費の54万4,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、女性のがん検診を推進するため、平成21年度から平成25年度までの5年をかけ、特定の年齢に達した方を対象に子宮頸がん、乳がん検診の無料クーポン券を配布し受診を支援してきましたが、平成25年度をもって対象者が一巡し、補助制度が終了しました。しかし、平成26年度につきましては、これまで未受診となっている方などを対象として新たな補助制度が創設されたことに伴い、補助事業を実施するものでございます。予

算といたしましては、クーポン券等の送付に係る通信運搬費 36万8,000円を計上するとともに集団検診委託料70万7,000円、個別検診委託料86万8,000円など保険事業に計上している委託料について振り替えを行うものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。なお、本件につきましては、総務文教、厚生の各常任委員会へ付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教、厚生の各常任委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております、平成26年度岬町一般会計補正予算第1次の件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教、厚生の各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野学議長 異議なしと認めます。

よって本件については総務文教、厚生の各常任委員会に付託することに決定しました。

○奥野学議長 日程6、議案第37号、岬町多奈川平野北合併処理浄化槽使用料徴収条例を制定する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 日程6、議案第37号、岬町多奈川平野北合併処理浄化槽使用料徴収条例を制定する件につきまして、ご説明いたします。

提案理由といたしましては、多奈川平野北合併処理浄化槽の使用料を徴収するため、地方自治法昭和22年、法律第67号、第228条第1項の規定に基づき本条例を制定するものでございます。裏面をご参照願います。また、本日議案書と議席に配付させていただきました岬町多奈川

平野北合併処理浄化槽使用料徴収条例案の概要を併せてごらんください。

それでは概要に沿って条例案の内容を説明させていただきます。

1、条例制定の経過ですが、多奈川平野北合併処理浄化槽の整備は、昭和53年度より実施しました多奈川地区の住環境整備事業によるもので、当時、浄化槽の維持経費などの共益費は家賃と合わせて、すみません訂正いたします、昭和54年度より実施しました多奈川地区での住環境整備事業によるもので、当時、浄化槽の維持経費などの共益費は家賃と合わせて一律としていましたが、共益費について明確となるものもなく、公平性を欠くことから当該浄化槽の維持経費のあり方について自治区の役員及び隣組長と協議いたしまして、浄化槽の使用料を徴収することとなりました。

次に2、第3条及び第4条及び第5条の関係につきましては、浄化槽使用料に係る事項を定めたもので浄化槽使用者にご負担していただく使用料は下記の算定式に示すように浄化槽を維持するために必要な経費を污水排水料、いわゆる水道の使用水量の割合に応じ毎月ご負担していただくものとしています。10円未満が生じたときは、その端数を切り捨てるものとしています。

次に3、第6条関係につきましては、浄化槽使用料の減免措置を定めたもので、町長は特別な事情があると認めたときは、この条例で定める使用料を減額し、または免除することができるものとしております。

次に4、附則、経過措置等関係につきましては、浄化槽使用料の緩和措置を定めるもので浄化槽の使用者に対して急激な負担増とならないよう、下図のとおり5年間の経過措置を設け6年目に本来の使用料となる緩和措置を講じるものとしています。

最後に議案書の条例、各案の下段、附則記述をごらんください。

1、この条例は平成26年10月1日から施行するものとしています。本件につきましては、事業委員会に付託の予定と聞き及んでいますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

田島乾正君。

○田島乾正議員 私は担当委員会に属していませんので、簡単に確認だけしておきたいと思います。

この合併浄化槽というのは、素人ですのでわかりませんが、ちょっと説明してほしいんですけど、公共下水道との接続ができないから合併浄化槽を建設すると、そういうような解してよろしいですか。

○奥野学議長 都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 合併浄化槽と公共下水道の関係についてご説明させていただきます。

合併浄化槽とは俗にコミプラと言われておりまして、トイレまた風呂の水等を合わせて処理するものでございます。この地区につきましては、将来的には公共下水道の計画区域に入っておりますが、現在合併処理の浄化槽を使用しております。この整備には、平野北住宅は環境整備の関係で合併処理をすることが適切という判断で当時行ったものでございます。

○奥野学議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 将来的に接続をすると、そう解するんですけども。そして、今、岬町に合併浄化槽を、現在既設されている浄化槽の数ほどのぐらい、そういう事業をしているのかと。そして、最後にこの説明の中の緩和措置ですね、これ6年間、平成26年から平成30年までの緩和措置をすると、これは過去浄化槽を、コミプラを実施してきた地域等についてもこれは適用されておったのか、今回初めての試みの緩和措置なのか、まずそれと。

○奥野学議長 都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 まず1点目の合併浄化槽の処理の戸数でございますけれども、大きなものにつきましては、各コミプラと言われるものは公共下水道工事を行ってきたときに集中的に処理し、水洗化率を上げるために取り込んでおります。現在、そういう処理をしているのは下水道計画区域であります。認可の取れていない区域は使われております。この例にありますように平野北はそうですし、あと多奈川の小学校とかそういうものについては合併処理をしております。あと、個々の民間のものにつきましては、町の方に申請がなくつけたものもでございますので、きちりした数字は把握しておりません。

それとこの減免の経過措置でございますけれども、従来多奈川の小田平、朝日につきましては、朝日地区は普通のくみ取り便槽、そして小田平地区はこの事業と同じように住環境整備ということで整備させていただいて合併浄化槽処理をしておりました。しかしながら流域の延伸に伴いまして、当初は番川まで、次に役場まで来まして、多奈川の新橋まで伸びました。その経過で下水道のほうに取り込んでおります。下水道に取り込んだということで、こういう緩和措置を設けずにやってきた経過がございます。しかしながら今回は下水道に、先ほど言いましたように直接接

続の計画はございません。これについても下水道の計画区域には入っておりますが、まだ認可は取れていない区間でございますので接続にはかなり年数を要します。そういう状態の中で、今回は公平性を保つためにも早く地元の方と協議して、こういう形で徴収できることになった経緯でございます。

○奥野学議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 最後の質問になるんですけども、そういう緩和的な措置も大事なことだと思います。しかし、本来はやっぱり公共下水道管との接続が一番好ましいものであって、この緩和措置、例えば先般道の駅でそういう合併処理、汚水、雨水をね、すると言っている部分について、これは本来公共下水に接続すべきものですけども、やはり工事の関係上、安価な部分で事業できるということの説明をいただいたんで、私も賛同している1人ですけどね。やっぱり本来公共下水につながるべきものと思うんですけども、そしたらこれはこの部分の範疇に、道の駅の合併槽もそういう緩和措置、これは公共のもんですけどね、極端に言えばこれは値するのかしらないのか、どんなもんですか。

○奥野学議長 都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 道の駅に関する内容でございますけれども、ご承知のように道の駅と言いますのは国が整備する24時間トイレ、情報発信施設、町が整備する地域振興施設がございます。それから発生する汚水処理につきましては、当然国の部分については町のほうにお金をいただく、町が地域振興施設を建設して、その処理料については、当然その合併浄化槽の維持管理費、また建設負担金を含めたものを徴収するというのが建前でございます。ということで、この道の駅については公共が利用すると、一般の方がそういう減免対象になるとは別でございまして、役所とすれば一括して適正な価格をいただきたいと考えております。

先ほど言いましたように、国の施設の分は、国から当然維持管理費で補填される予定となっております。

○奥野学議長 町長、田代堯君

○田代町長 ちょっと補足いたします。激変緩和処置について質問をなさっていると思うのですが、道の駅の浄化槽とは全く性質が違って、これについては、先ほど冒頭に担当部長から説明したとおり、長年浄化槽の料金を取らなかったというのは、家賃に入っているのではないかとか、共益費に入っているのではないかとか、そのときの取り決めがばらばらであり、まちまちであったということで、なかなか明確でない状況でした。本来は、公共下水道を使っている方と同じように払ってもらわないといけないのですけれども、住環境整備の中でどうしてもその辺の調整が

かず、ずっとこのまま来たところですが、今回は地元のほうに、やはり公共性ということを考えてひとつご理解をさせていただきたいということで話をした中で、払ってもらうためには一気に今すぐ、今の料金に合わすことはできないので、5回に分けて6回目でちょうど公平にという線を引いたということですので理解賜りたいと思います。

○奥野学議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております、岬町多奈川平野北合併処理浄化槽使用料徴収条例を制定する件については、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野学議長 異議なしと認めます。

よって本件については、事業委員会に付託することに決定しました。

○奥野学議長 日程7、議案第38号、南部大阪都市計画道の駅「みさき」周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を制定する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 日程7、議案第38号南部大阪都市計画道の駅「みさき」周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を制定する件について、ご説明いたします。

提案理由といたしましては、道の駅「みさき」周辺地区地区計画内の適正な土地利用を図るため本条例を制定するものでございます。

それでは条例案の内容をご説明させていただきます。

本議案書と併せて送付させていただいております南部大阪都市計画道の駅「みさき」周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例案の概要についてをごらんください。

1、条例制定の趣旨といたしまして、本区域の自然環境の保全を図るとともに交通環境の向上に努め第二阪和国道淡輪ランプ付近という立地条件を生かした地域の活性化に向けた魅力ある区域として整備を図るものでございます。また、この区域は市街化調整区域にあるため、地区計画を定め建築物の制限に関する条例を制定することにより、適正かつ合理的な土地利用と建築物の誘導を行うものでございます。

次に2、条例の概要といたしましては（1）、第3条関係といたしまして道の駅「みさき」周辺地区計画の区域を適用区域として定めるものでございます。

（2）、第4条関係につきましては、建築物の用途の制限を定めるもので、道の駅「みさき」を実現するため、計画区域内において①から⑦に掲げる建築物以外の建築物を建築してはならないことを定めております。

（3）、第5条関係につきましては、建築物の建ぺい率の最高限度を定めるもので、建築物の立て込みによる圧迫感を軽減し、ゆとりある空間を確保するため10分の5を超えてはならないことを定めております。

（4）、第6条関係につきましては、建築物の高さの最高限度を定めるもので、外部からの視認を意識し特徴的な道の駅となるよう自由度を持たせる一方、良好な景観形成を図るため建築物の高さは15メートルを超えてはならないことを定めております。

（5）、第7条関係につきましては、建築物の緑化率の最低限度を定めるもので、周辺の緑豊かな自然環境との調和を図るため、計画区域の20%以上でなければならないことを定めております。

（6）、第8条関係につきましては、形態または意匠の制限を定めるもので、建築物の屋根及び外壁の色彩は落ちつきのある色合いのものとし、周辺の環境と調和を図れるように定めております。

（7）、第9条関係につきましては、垣または柵を設ける場合は圧迫感を軽減を図るため、生け垣また透視可能なフェンス等とすることを定めております。

（8）、第10条関係につきましては、委任事項を定めるもので条例の施行に必要な事項は、町長が別に定めることを定めております。

（9）、附則につきましては、施行期日を定めるもので、この条例は道の駅「みさき」周辺地区地区計画に係る都市計画の告知のあった日から施行するものと定めております。また、参考といたしまして、概要版の3ページ以降に南部大阪都市計画道の駅「みさき」周辺地区地区計画案を添付しております。

以上が本条例案の概要でございます。本件につきましては、事業委員会に付託されるものと聞き及んでおりますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業委員会へ付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

竹内邦博君。

○竹内邦博議員 1つだけ。この今の条例の制定ありますね、この地区内というのは、これは道の駅の敷地内だけの高さ制限とかいうことですか。それともその周辺地域と書いているんで26号線から、その下のところも横のところもかかるのかどうか教えてください。

○奥野学議長 都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 参考資料として添付しております。5ページのところに図面をつけております。この図面の赤の区域で囲んだところが地区計画区域となっております、平場だけではなくのり面とか道路とか、そういうものを含めた赤の枠で囲まれた部分でございます。

○奥野学議長 竹内邦博君。

○竹内邦博議員 そしたら、この26号線沿いは商業地域ということで、建物が建つということなんですけども、この景観ということからいくと、この道の駅のところに高さ15メートルの限度いっぱい商業施設を建てると、その国道を渡った向こう側に15メートル以上30メートルぐらいの建物を建てると海が見えない、そういう景観に怠るというようなことは計算に入っているんでしょうか。想定外ということで。

○奥野学議長 都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 先ほどの5ページを参照願いたいと思うんですけども、この国道26号線につきましては、商業地域ではなくて沿道サービスを行う区域として設定しております。また、この高さ的なものにつきましては、今回道の駅の平場の高さが大体34メートル程度のところからスタートしますので、かなりの高いものが建つにしても眺望には影響ないと思います。それとまた沿道サービスを行うところにつきましては、別途建築制限がございますので非常に高いものが建つということは可能性がないと思いますので、よろしくご理解願います。

○奥野学議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野学議長 これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております、南部大阪都市計画道の駅「みさき」周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を制定する件については、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野学議長 異議なしと認めます。

よって本件については事業委員会に付託することに決定しました。

○奥野学議長 日程8、議案第39号、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程8、議案第39号中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する件について、ご説明いたします。

提案理由といたしましては、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例に所要の改正を行うものでございます。

条例案の内容についてご説明いたします。議案書裏面及び新旧対照表をごらんください。

第1条につきましては、岬町ひとり親家庭の医療費の支給に関する条例。第2条につきましては、岬町老人医療費の助成に関する条例。第3条は、岬町身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例を改正するものでございます。

この3つの条例、それぞれの条例におきまして適用除外対象者を規定しております第2条第2項において引用しております、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律が改正されまして、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に題名が変更されたことに伴い、引用する法律名を改めるものでございます。なお、本町には現在この法律の適用を受けられておられる方はございませんし、また改正により新たな適用除外対象者が生じることはございません。

次に附則といたしまして、施行期日につきましては平成26年10月1日から施行するものでございます。

以上が本条例案の概要でございます。本件は厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会へ付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野学議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する件については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野学議長 異議なしと認めます。

よって本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

○奥野学議長 日程9、議案第40号、監査委員の選任について同意を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。岬町長、田代堯君。

○田代町長 日程9、議案第40号、監査委員の選任について同意を求める件につきまして、ご説明申し上げます。

提案理由といたしまして、監査委員の小坂巍氏は平成26年6月30日をもって任期満了となりますので、同氏を再任したく地方自治法昭和22年法律第67号第196条の規定により、議会の同意を求めるものであります。小坂巍氏については住所、大阪府泉南郡岬町多奈川谷川2669番地。お生まれは昭和8年1月1日。経歴等につきましては、議案書に記載のとおりであります。つきましては、小坂巍氏の再任についてご討議賜りますようお願いいたします。

○奥野学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより議案第40号監査委員の選任について同意を求める件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

田島乾正君。

○田島乾正議員 人事案件ですので、今、町長再任の提案理由を述べていただいたんですけども、私個人的には、この小坂氏とは何の関係もないんですけども、この監査委員というのは、年齢

の上限の制限とか妥当な年齢とか、そして監査委員の長期就任というのは何らかの弊害性を、支障を生じていないのかと。そして、今再任の提案されたんですけれども、選任に当たる理由とかあれば、この3点についてちょっと説明願いたいと思います。

○奥野学議長 町長、田代堯君。

○田代町長 まず年齢制限はないと思います。それで今回小坂氏を再任したく、理由は長年にわたって行政の会計簿等についての事業とかを熟知されているということで、今後さらにいろんな厳しい状況の中で、しっかりと会計監査をしていただきたいと、そういう観点から熟知された小坂氏を再任したくご提案申し上げた次第でございます。

○奥野学議長 よろしいですか。田島乾正君。

○田島乾正議員 年齢的に健康であれば申し分ないんですけれども、ただこの監査制度について、やはりこの行政の執行に対して監査しますので、長期に就任されるということはやはり全国的にもある程度弊害性が生じているという、そういう機運があるんですけどもこの方は今年年されているんですか、16年かな。そのやっておられるので、この方のことを言ってるんでなし、町として長期監査制度をするのはやはり弊害性を生じないのかということを開きたかったわけですが、町長の答弁でも別に支障が起きてないという考えですよね。ただ僕の考えとちょっと町長の考えが違いますので、結構です。

○奥野学議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野学議長 これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は人事に関することですので委員会付託及び討論を略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野学議長 異議なしと認めます。これより議案第40号監査委員の選任について同意を求める件を起立により採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○奥野学議長 起立多数であります。よって議案第40号はこれに同意することに決定しました。

○奥野学議長 日程10、議案第41号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求め

る件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。岬町長、田代堯君。

- 田代町長 日程10、議案第41号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件についてご説明を申し上げます。

提案理由といたしましては、固定資産評価審査委員会委員、戸口万壽美氏は平成26年6月17日をもって任期満了となります。同氏の再任について地方自治法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

戸口万壽美氏については、住所は大阪府泉南郡岬町多奈川谷川1241番地。昭和18年9月7日生まれの方でございます。経歴等につきましては議案書に記載のとおりです。

固定資産評価審査委員会は、固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服申し立てがあった場合に、審査決定するために設置された執行機関であります。固定資産評価委員会の定数は、地方税法及び岬町税条例の規定により3人で構成されており、岬町の住民、町税の納税義務者及び固定資産の評価について学識経験を有するものの中から議会の同意を得て町長が選任することとされております。

つきましては、戸口万壽美氏の再任についてご同意賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

- 奥野学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより議案第41号固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 奥野学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は人事に関することですので委員会付託及び討論を略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 奥野学議長 異議なしと認めます。これより議案第41号固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を起立により採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

- 奥野学議長 起立満場一致であります。よって議案第41号はこれに同意することに決定しました。

○奥野学議長 日程11、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。岬町長、田代堯君。

失礼しました。諮問第1号と第2号ですが、これを一括審議にしたいと思いますがご異議ございませんか。

中原晶君。

○中原晶議員 一括審議ということでありましたが、一括して提案をされるということですね。びっくりしました。議会運営委員会でそういう確認はされた記憶がなかったものですから、わかりました。

○奥野学議長 一括提案でお願いいたします。

○田代町長 日程11、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件につきましてご説明申し上げます。

提案理由といたしまして、人権擁護委員、辻川夫美子氏は平成26年12月31日をもって任期満了となりますので、同氏を人権擁護委員の候補者として再推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

住所は岬町多奈川谷川2443番地の2。氏名は辻川夫美子。生年月日は昭和28年10月27日でございます。学歴及び経歴等につきましては裏面に記載しておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして日程12、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件につきましてご説明申し上げます。

提案理由といたしまして、人権擁護委員、坂原博幸氏は平成26年12月31日をもって任期満了となりますので、同氏の後任として竹本靖典氏を人権擁護委員の候補者として推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

住所は岬町淡輪930番地の1。氏名は竹本靖典。生年月日昭和27年1月2日でございます。学歴及び経歴につきましては裏面に記載しておりますので、よろしく願いいたします。

以上、人権擁護委員候補者2名の推薦についてよろしく願い申し上げます。

○奥野学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 人事案件ですので、人の話ではないんですけども、この任期満了の時期が1月2月31日となっておる中、6月議会で半年前ですかね、提案された意図というのがちょっと知りたくて答弁をいただきたく思います。

○奥野学議長 総務部長、古谷清君。

○古谷総務部長 人権擁護委員候補者の推薦につきまして、選任につきましては、人権擁護委員法に詳細な規定がございます。ことしいっぱいで任期満了しますので法務大臣から1月1日付で委嘱するわけでございます。法律のほうには、まず市町村長から推薦を受けて、今回の日程で言いますと8月末までには遅くとも、まず候補者の推薦をしなければならないと。で、法務省のほうは、それから法律の規定に基づきまして弁護士会でありますとか、それから都道府県の人権擁護委員連合会の意見を聞いて行わなければならないという規定がございます。法律上の規定でございます。その後法務省へ推薦書を送付するということとなりますが、これが少なくとも11月の頭ぐらいには届かないと事務ができないということございまして、それぞれの手続に2カ月、3カ月を要するということとなりますので、この議会で提案させていただいて、推薦の意見をお聞きしているということをご理解をいただきたいと思っております。

○奥野学議長 よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野学議長 これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は人事に関することですので委員会付託及び討論を略したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野学議長 異議なしと認めます。これより諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件を起立により採決します。

本件はこれを適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○奥野学議長 起立満場一致であります。よって諮問第1号はこれを適任とすることに決定しました。

○奥野学議長 これより、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件を起立により採決します。

本件はこれを適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

- 奥野学議長 起立満場一致であります。よって諮問第2号はこれを適任とすることに決定しました。

-
- 奥野学議長 日程13、報告第1号平成25年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件について報告を求めます。

財政改革部長、四至本直秀君。

- 四至本財政改革部長 日程13、報告第1号、平成25年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件につきましてご説明いたします。

本件は地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

裏面をご参照願います。

まず、子ども・子育て支援事業及び(仮称)道の駅「みさき」整備事業の2委託料につきましては、事業の進捗状況により翌年度に繰越を行うものでございます。また、農業水利施設整備事業、小学校改修事業、小学校耐震補強事業の3事業につきましては、好循環実現のための経済対策としまして、昨年12月に閣議決定され本年2月に成立しました、平成25年度国の補正予算第1号に伴うものでございます。

なお、これらの事業につきましては、去る3月の定例会におきまして繰越限度額を設定し、平成26年度に明許費繰越を行ったものでございます。また各事業に係る金額及び財源内訳につきましては、ごらんとおりとなっております。

以上、平成25年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の概要でございます。

- 奥野学議長 財政改革部長の報告が終わりました。ただいまから質疑を受けます。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 奥野学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これをもって平成25年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告の件を終わります。

-
- 奥野学議長 日程14、報告第2号、平成25年度岬町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算

書報告の件について報告を求めます。

都市整備部長、末原光喜君。

- 末原都市整備部長 日程14、報告第2号平成25年度岬町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件につきましてご説明いたします。本件は地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

繰越事業といたしましては、好循環実現のための経済対策として昨年12月に閣議決定がなされ、本年2月に成立しました平成25年度国の補正予算第1号に伴うものでございます。この補正予算と平成26年度当初予算を合わせたいわゆる15カ月予算のもとで、景気の下支えを行いつつ、切れ目のない経済対策を実施するという国の考え方と歩調を合わせるため、本町におきましても国の補正予算を受け、必要な補助事業を実施するものでございます。

裏面をご参照願います。公共下水道事業といたしまして1億1,732万3,000円を繰り越すものでございます。財源内訳につきましては、国庫支出金1,840万円、地方債9,890万円、一般財源2万3,000円をそれぞれ繰り越すものでございます。

なお、本事業につきましては、去る3月の定例会におきまして繰越限度額を設定し、平成26年度に明許繰越を行ったものでございます。

以上が平成25年度岬町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の概要でございます。

- 奥野学議長 都市整備部長の報告が終わりました。ただいまから質疑を受けます。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 奥野学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これをもって平成25年度岬町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件を終わります。

-
- 奥野学議長 日程15、報告第3号、損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の報告の件について報告を求めます。

都市整備部長、末原光喜君。

- 末原都市整備部長 日程15、報告第3号損害賠償に関する専決処分報告の件につきましてご説明いたします。

本件は地方自治法施行令第180条第1項の規定により議会において指定されている事項につ

いて別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同上第2項の規定により報告するものでございます。

専決処分日は平成26年5月23日でございます。

内容でございますが、事故発生日時は平成26年4月21日午後3時20分ごろでございます。事故の発生場所は岬町多奈川谷川1304番地先のちょうど落合橋西線でございます。

事故の概要でございますが、ちょうど落合橋西線において被害者が自動車で行中、道路横断側溝の腐食していたグレーチングに接触し、自動車のタイヤを損傷したものでございます。損害賠償額は1万2,992円で、内容は損傷したタイヤの修理代となっております。

なお、損害賠償につきましては全額、全国市町村会総合賠償補償保険から補填を受けるものでございます。失礼いたしました。全国市町村会総合賠償補償保険から補填を受けるものでございます。

また、当該横断側溝のグレーチングにつきましては、事故発生後即座に改善してございます。

今後におきましては、より一層の安全パトロール等により施設管理に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上で損害賠償に関する専決処分の報告についての報告を終わらせていただきます。

○奥野学議長 都市整備部長の報告が終わりました。ただいまから質疑を受けます。質疑ございませんか。

豊国秀行君。

○豊国秀行議員 今の件についてもう少し具体的に場所の特定等知りたいんですけども、この道路は私も毎日通っている道路になるんですが、ちょっと思い当たるような場所が浮かんでこなかったんですけども。もう少し場所と、グレーチングがどのようになっているかタイヤを切ったのかいうのを、その辺もう少し説明願いたいと思います。

○奥野学議長 都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 ご指摘の場所なんですけれども、東側沿いで海のほうに向かって落合橋西線がおりていくわけなんですけれども、そこから新浜川のほうに向かう交差点付近になっております。この3差路に当たりまして、現状はグレーチングのほうは腐食してちょっと剣のようになったような場所も一部生じたということです。歩いている状況ではなかなか、撮った写真では判明しがたいところがあるんですけども、これがちょっとがたつと動いたような状態でパンクしたという状況でございます。

○奥野学議長 豊国秀行君。

○豊国秀行議員 そうすると落合橋から新浜処理場のほうに向かうということは落合橋から言ったら約200メートルほど海側に行ったとこの細いグレーチングのことを指してるんですか。なかなか私も通っているけど、そういうような思いがなかって通ってたんですけども、運悪くそういうふうに刺さったのかパンクしたと、こういうことになったわけですね。理解できました。

○奥野学議長 よろしいですか。

○豊国秀行議員 はい。

○奥野学議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野学議長 これで質疑を終わります。

これをもって損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分報告の件を終わります。

○奥野学議長 以上で、本日の会議は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

各常任委員さんには、委員会付託分の審議についてよろしく願いいたします。

次の会議は、6月27日午前9時30分から開催予定の議会運営委員会終了後に開催予定の全員協議会終了後に会議を開きますので、ご参集ください。

どうもご苦勞さまでございました。

(午前11時45分 散会)

以上の記録が本町議会第2回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成26年6月11日

岬町議会

議 長 奥 野 学

議 員 田 島 乾 正

議 員 竹 内 邦 博